

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条

この規程は、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(以下「この法人」という。)の定款第17条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所として、週3日以上勤務するものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条

この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。使用人兼務役員に対しては、使用人分給与と役員報酬を各々支給できるものとする。但し、使用人分給与と役員報酬の総計は年間総額1,500万円以下の範囲内とする。

2. 常勤役員の報酬は月額とする。

(報酬等の額の決定)

第4条

この法人の常勤理事の報酬総額は年間総額1,020万円以下の範囲内とし、理事長は理事会の承認を得て、その総額の範囲内で各々の理事に配分するものとする。この法人が常勤の監事を置く場合、その報酬は、総会の決議により決めるものとする。

2. 常勤理事の定例報酬月額は、5万円～85万円(5万円刻み)とする。

(報酬の支給日)

第5条

報酬は年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まっ

た日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条

報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条

役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条

この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条

この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条

この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成24年6月21日より施行する。